

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 2月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備清水冷却器配管・潤滑油冷却器二次水配管において、継手部ボルト・ナットの腐食(錆)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	対象外	
2	1号機	補機冷却海水系ポンプ(B)出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、現在は補機冷却海水系ポンプ(B)出口逆止弁の動作により漏えい停止中。	GIII	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室(A)冷却器冷却水出入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
4	3号機	原子炉水試料調整盤用冷却ファン(2台)において、故障(停止している)が認められたため、当該冷却ファンを点検・修理。	GIII	
5	3号機	原子炉開放作業において、原子炉ウエルカバー(コンクリートハッチ)を取り外した際に、原子炉ウエルライニング(ひな段2・3段目)に数箇所の接触痕が認められたため対応検討。(東北地方太平洋沖地震の揺れによる影響と推測) また、ウエルカバー底部に設置の金属プレート(5箇所)に外れが認められたため、金属プレートを回収済み。	GIII	
6	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備手動起動用空気貯槽安全弁において、シート部に漏えい(微量)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	